

和泉市立中学校・義務教育学校後期課程および「いずみ
希望塾」におけるクラウド型 AI 学習ドリルサービス
提供業務

公募型プロポーザル実施要領

令和 8 年 9 月

和泉市

1. 件名

和泉市立中学校・義務教育学校後期課程および「いずみ希望塾」におけるクラウド型 AI 学習ドリルサービス提供業務

2. 概要及び目的

本業務は、和泉市立中学校及び義務教育学校後期課程の全生徒並びに「いずみ希望塾」に参加する児童生徒に、クラウド型 AI 学習ドリル（以下「AI ドリル」という。）を提供するものである。基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得を図るとともに、児童生徒一人ひとりの特性、学習進度及び到達度に応じた学習支援を実現し、学力向上をめざすものです。

次期 AI ドリルは、問題演習にとどまらず、学校・家庭等における学習機会を支え、学習履歴を児童生徒の自己調整、教職員による声かけ・補充指導につなげる「学習インフラ」として活用するものです。なお、活用状況及び AI ドリルの使用成果は、学力に関する結果のみでなく、学習時間、取組日数、利用状況及び学習習慣等を含む複数の指標により把握し、学校・教育委員会による継続的な取組み改善に生かすものです。

3. 契約期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

〈履行期間〉

構築業務：契約締結日から令和 9 年 4 月上旬まで（予定）

利用期間：構築業務完了から令和 11 年 3 月 31 日まで

※上記の構築業務の期間は案であり、契約締結時に発注者と受注者が協議の上決定する。

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約とする。システム利用料は、月額で契約締結する。

契約締結予定：令和 8 年 11 月下旬

5. 契約保証金

和泉市財務規則（昭和 39 年和泉市規則第 12 号）に基づくものとする。

6. 提案限度額

総額 54,059,040 円（税抜）

内訳：構築委託費 909,000 円（税抜）

システム利用料（令和 9 年 4 月から令和 11 年 3 月末までの 24 か月分）総額 53,150,040 円（税抜）

※提案金額には、構築・研修・活用支援、打合せ、連絡調整、保守、報告及び契約終了時のデータ出力・移行支援等、本業務の実施に必要な一切の費用を含むものとする。

※内訳（構築委託費、システム利用料）も提案限度額範囲内とする。

7. 支払条件

構築委託費：構築完了後、適正な請求書を受理した日から 30 日以内に支払う

システム利用料：毎月月額払い（総額を 24 か月で除した額を支払う）

8. 参加資格

申請時において、次の（１）又は（２）のいずれかの条件を満たし、かつ（３）の全てに該当する者とする。

- （１）和泉市における令和８・９年度入札参加資格を有している者。
- （２）本市の入札参加資格を有していない場合は、参加表明書を提出する際に以下の書類（各種証明書は発行日より３か月以内）の提出ができること。

- ①印鑑登録証明書の写し
- ②商業登記簿謄本（登記事項証明書）の写し（法人の場合のみ）
- ③直近１年間の事業の決算報告書一式の写し（法人の場合のみ）
- ④直近１年間の確定申告の青色申告決算書または収支内訳書の写し（個人の場合のみ）
- ⑤国税の納税証明書〔その３の３〕の写し（法人の場合のみ）
- ⑥国税の納税証明書〔その３の２〕の写し（個人の場合のみ）
- ⑦直近２年間の市税の納税証明書（本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ）
- ⑧委任状（受任者を立てる場合のみ）
- ⑨使用印鑑届
- ⑩暴力団排除に関する誓約書

- （３）次の要件を満たす者であること。

- ①地方自治法施行令第１６７条の４第１項の規定に該当しない者。
- ②国税及び市税（本店、支店、営業所等が和泉市に存する場合のみ）を滞納している者でないこと。
- ③参加表明書の提出日現在において、和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱（平成１７年制定）に基づく指名停止等または大阪府における法令違反を理由とした参加停止措置を受けていないこと。
- ④会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更正手続きの開始又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続きを開始していないものであること。
- ⑤参加表明者、参加表明者の役員又は従業員が過去１０年から現在にかけて暴力団、暴力団員、暴力関係者、総会屋その他の反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金提供等の便宜を図っておらず、自ら意図して交際し、維持・運営に協力若しくは関与していないこと。
- ⑥過去５年間に、本業務と同種の業務契約を１件以上締結し、適切に履行した実績を有すること。
- ⑦プライバシーマークまたはISMS認証を取得または取得状況その他これに準ずる内容を示せること。
- ⑧デモアカウントを提出できること。

9. 実施要領等の配布

- （１）配布方法：和泉市ホームページから本実施要領、仕様書、評価基準書及び各様式をダウンロードする方法による。
- （２）配布期間：令和８年９月９日（水）から令和８年９月２５日（金）まで

10. 選定方法

- (1) 1次選定及び2次選定の2段階選定方式により行う。
- (2) 1次選定は、事務局により業務実績件数の多い順、提案価格の低い順に並べて点数化し、合計点が高い順から5者を選定する。ただし、参加表明者が5者以内の場合は1次選定を省略し、2次選定のみ実施する。

(点数の計算方法)

- 業務実績件数：過去5年間の利用契約件数（学校数）が多い順に並べ、一番多い者を最高得点（6点）とし、以下1点ずつ減点した点数を得点とする。（様式 2-2による）

※自治体と契約している場合は、その自治体で利用している学校数とする。

学校数例）「A市と契約しており、うち10校が利用。私立学校5校と契約。」の場合

⇒利用契約件数15校

（得点例）A:15校 B:20校 C:10校 D:15校 E:30校 F:50校の場合

⇒F（6点）、E（5点）、B（4点）、A（3点）、D（3点）、C（1点）

- 提案価格：構築委託費及びシステム利用料を合計し、総額が低い順に並べ、一番低い提案者を最高得点（6点）とし、以下1点ずつ減点した点数を得点とする。

（得点例）A:600万円 B:590万円 C:510万円 D:500万円 E:640万円 F:610万円の場合⇒D（6点）、C（5点）、B（4点）、A（3点）、F（2点）、E（1点）

※合計点数が同点の場合、提案価格による点数が高い方を優先とする。

※1次選定の結果及び2次選定の日時については令和8年10月15日（木）に電子メールにて通知予定。

- (3) 2次選定は、選定委員会において、別紙「プロポーザル2次評価基準書」に基づき、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングを総合的に評価して行う。
- (4) 選定の結果、選定委員の平均点が価格点を除く170点満点中102点以上かつ合計得点の最も高い者を優先交渉権者とし、本契約の交渉を行う。ただし、交渉の段階で不調に帰した場合は、次に平均点が最も高い次点交渉権者と交渉を行う。なお、申請が1者の場合も選考を実施する。

※合計得点とは「プロポーザル2次評価基準書」5のとおり、審査員の平均点とする。

- (5) 平均点が同点の場合は、評価項目「AIによる個別最適化・学び直し」の得点が高い者を優先交渉権者とする。なお、当該項目も同点の場合は、「学習データの可視化・学校／委員会での活用」、「導入・活用支援体制」の順に得点が高い者を優先交渉権者とする。
- (6) 選定結果は、参加者すべてに通知する。

11. 参加表明書、質疑書等の提出

(1) 参加表明

- ①提出書類：ア 参加表明書（様式 1－1）
 - イ 公募参加条件確認書
 - ウ 法人・団体の概要（様式 3）
 - エ 契約実績報告書（様式 2－2）
 - オ プライバシーマークまたは ISMS 認証の取得内容など情報セキュリティ体制がわかる資料

※和泉市における令和 8・9 年度入札参加資格を有していない場合は、8（2）の書類提出が必要。

- ②提出期限 令和 8 年 9 月 25 日（金）17 時まで
- ③提出場所 和泉市教育委員会事務局 教育部 学校教育室（和泉市府中町二丁目 7 番 5 号）
- ④提出方法 郵送（書留郵便にて期限必着）※郵便事故等について、市は責任を負わない

(2) 参加資格の有無

- ①通知日：令和 8 年 9 月 28 日（月）
- ②通知方法：参加表明書（様式 1－1）に記載の E-mail アドレスに通知

(3) 質疑書（様式 1－2）は、参加資格を有する者に限り受け付ける。

- ①受付期間：令和 8 年 10 月 2 日（金）17 時まで
- ②提出方法：電子メール
E-mail アドレス：suishin@city.osaka-izumi.lg.jp

※質疑なしの場合も質疑書の下段に記入し、電子メールにて提出すること。
※添付ファイルを含めた受信制限容量は 10MB 未満であるため注意すること。
※なお市が必要と認めた場合は市が質疑を追加することがある。

12. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

- ア 企画提案書（様式 2－1）※別紙、評価項目に沿って作成すること、A 4 両面、10 ページ程度（機能内容については別資料でも可）
本サービス提供業務を実施するための企画について、次の事項を含め提案すること。
 - ①業務の基本方針
※業務目的を理解したうえで、本業務の基本方針を提案すること。
 - ②業務の内容
※業務実施手順、機能内容などを具体的に提示すること。
※提案には、専門性を十分に発揮すること。

③業務の実施体制 ※当該業務に従事する教職員等への研修の実施、教育委員会担当課・学校との連絡体制・役割分担、ネットワーク障害やシステム障害等による緊急時への対応策など、提案する業務内容を円滑に実施するための体制をくわしく提示すること。 ④他機関（団体）との連携の有無 ※連携する計画があれば、内容を具体的に記載すること。 ⑤その他
イ 法人・団体の概要（様式3）
ウ 積算書（様式4）※積算書類の内訳については自由書式、A4両面、下記事項や積算根拠が分かるよう記載 ※ 消費税抜の額を記載すること。 ※ 研修費も含めて本業務にかかる費用を見積もり、記載すること。 ※ 内訳①②とも提案限度額範囲内としてください。（実施要領6による）

（2）提出部数：原本1部、副本8部（1部ごとファイル）

※副本については、団体（会社）名又は商号等提案事業者を特定できる情報は削除すること。

（3）提出期限：令和8年10月14日（水）17時まで（必着）※土日祝は除く

（4）提出場所：和泉市教育委員会事務局 教育部 学校教育室

（5）提出方法：郵送（書留郵便にて期限必着）

※郵便事故等について、市は責任を負わない

※受付時間は、土・日・祝を除く9時～17時まで

13. デモアカウントの提出

選定委員がサービスの概要、児童生徒・教職員・教育委員会の各画面及び学習履歴の確認・活用方法を事前に確認できるよう、選定委員用のデモアカウントを5アカウント以上発行すること。同一アカウントで同時に複数端末からログインする場合の制約があるときは、あらかじめ明示すること。

①提出期限：令和8年10月2日（金）17時まで

②提出方法：電子メール

E-mail アドレス：suishin@city.osaka-izumi.lg.jp

※添付ファイルを含めた受信制限容量は10MB未満であるため注意すること。

※デモ環境は、2次選定の日まで利用可能とすること。

14. 2次選定（プレゼンテーション審査）の実施

（1）実施日時：令和8年10月28日（水）予定

（2）実施場所：和泉市役所。ただし、詳細は参加者ごとに通知する。

（3）実施方法

① 1者当たり概ね50分（プレゼンテーション30分、質疑等20分）とする。

② 参加人数は、1者当たり社員3名までとし、本業務の責任者の参加を必須とする。

③ プレゼンテーションは提案書に基づき行うものとし、パソコン等の持込み機器の使用を認める。

会場設備（プロジェクター・スクリーン）は利用可能。ただし、セッティング時間はプレゼンテーション時間に含まれる。

④ 実施中における他の参加者の情報は一切提供しない。

⑤ 審査の記録のため、プレゼンテーション及びヒアリングを録音することがある。会場内での発言は、提案書と同等に取り扱う。

⑥ プレゼンテーション及びヒアリングでの発言を含む議事録を作成すること。

議事録は、優先交渉権者となった場合、速やかに提出することとし、優先交渉権者との交渉が不調となった場合、次点交渉権者が提出することとする。

（4）優先交渉権者の選定について

① 選定委員の平均点が価格点を除く170点満点中102点以上かつ合計得点の最も高い者を優先交渉権者とする

※合計得点とは「プロポーザル2次評価基準書」5のとおり、審査員の平均点とする。

② 平均点が同点の場合は、評価項目「AIによる個別最適化・学び直し」の得点が高い者を優先交渉権者とする。なお、当該項目も同点の場合は、「学習データの可視化・学校／委員会での活用」、「導入・活用支援体制」の順に得点が高い者を優先交渉権者とする。

③ 優先交渉権者の選定は、参加者が1者の場合であっても、提案内容、事業者の経営状況、業務に対する遂行能力等を総合的に判断し、評価基準に基づき、選定委員の平均点により決定する。

（5）評価基準及び配点

（別紙1）プロポーザル2次選定評価基準書による

15. 選定結果の通知及び公表

優先交渉権者の特定後、企画提案者全員に対し選定結果を通知する。また、和泉市ホームページに、優先交渉権者の名称及び点数、全参加者の名称、全提案者の点数、選定理由並びに選定委員の所属及び名前を公表する。なお、参加者名と各点数との対応関係は明らかにしない。

※提案者が2者の場合は、優先交渉権者の点数は公表するが、残りの1者の点数は公表しない。

16. スケジュール

項目	日時
公募開始・実施要領等の配布開始	令和8年9月9日（水）
書類配布期間	令和8年9月9日（水）から令和8年9月25日（金）まで
参加表明書等受付終了	令和8年9月25日（金）17時まで
参加資格の有無の通知	令和8年9月28日（月）
質疑書の提出	令和8年10月2日（金）17時まで
デモアカウントの提出	令和8年10月2日（金）17時まで
質疑書に対する回答	令和8年10月6日（火）
企画提案書等の提出期限	令和8年10月14日（水）17時まで
第一次審査結果発表	令和8年10月15日（木）予定
第二次審査（プレゼンテーション審査）	令和8年10月28日（水）予定
選定結果の通知・公表	令和8年10月30日（金）予定
契約締結予定日	令和8年11月下旬予定

※ 2次審査の正式な時間及び場所は、対象事業者に別途通知する。

17. 失格事項

参加表明者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格となる。

- （1）提出書類に虚偽の記載があった場合。
- （2）提出書類を提出期限までに提出しなかった場合。
- （3）本実施要領に定める事項に違反した場合。
- （4）仕様書に規定する内容を満たさない場合。
- （5）参加表明の日から契約締結日までに、参加資格を欠く事由が発生した場合。
- （6）本実施要領に定める方法以外で市職員又は選定委員等に本案件に関する接触を図った場合。
- （7）提案限度額又は内訳限度額を超過した場合。
- （8）その他公正な競争を妨げる行為又は事実があったと市が判断した場合。

18. その他留意事項

- （1）本プロポーザルへの参加に係る一切の費用は、参加者の負担とする。
- （2）提出された書類は返却しない。市は、選定及び契約に必要な範囲で複製することがある。
- （3）提出後の書類の差替え、修正及び加筆は認めない。ただし、市から要請された場合を除く。
- （4）選定後、優先交渉権者は、提案内容を基に本市と協議の上、契約内容を確定する。
- （5）参加事業者は、優先交渉権者の特定後において、この要領等の内容及び決定内容について、不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

19. 様式

- （1）公募参加条件確認書
- （2）参加表明書（様式1－1）
- （3）質疑書（様式1－2）
- （4）企画提案書（様式2－1）

- (5) 契約実績報告書（様式 2－2）
- (6) 法人・団体の概要（様式 3）
- (7) 積算書（様式 4）
- (8) 参加辞退届（様式 5）
- (9) 暴力団排除に関する誓約書（様式 6）

20. 情報公開時の対応

企画提案書等については、和泉市情報公開条例（平成 10 年和泉市条例第 32 号）の規定に基づき、公開対象となる。なお、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報については、非公開となる場合があるため、該当すると考えられる部分については、あらかじめ文書により申し出ること。

21. 問い合わせ先

和泉市教育委員会事務局 教育部 学校教育室

住所：和泉市府中町二丁目 7 番 5 号

E-mail：suishin@city.osaka-izumi.lg.jp

電話番号：0725－99－8165（直通）

受付時間：土・日・祝日を除く 9 時から 17 時まで

※申請書類については市ホームページからダウンロードできます。

和泉市ホームページ <http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>